

岩手県農業研究センター温室設備機械保守点検業務仕様書

1 総則

この仕様書は、作業の概要を示すものであることから、状況に応じて軽微な作業は、契約書及びこの仕様書に記載されていない事項でも、当該設備の管理保全及び事故防止上、発注者が必要と認めた作業は、契約金額の範囲内において実施する。

2 対象施設設備等

別記「岩手県農業研究センター温室設備機械保守点検業務明細書」のとおり

3 機械・器具・材料

- (1) 保守点検業務に必要な機械・器具・材料については、受注者が用意するものとし、修理及び保守に係る部品は発注者の負担とする。
- (2) 委託業務の実施に必要とする部品及び材料は、設備の材質に適合した純正な品質のものを使用すること。

4 従事者

従事者は委託業務の作業内容を十分に行い得るもので、かつ十分な経験を有する者を充てること。

5 実施時期等

- (1) 保守点検業務は、別記「岩手県農業研究センター温室設備機械保守点検業務明細書」に従い、誠実に実施する。
- (2) 保守点検業務は年2回実施（年1回の点検は前期に実施すること。）するものとし、時期は6月又は7月（1回目）、10月又は11月（2回目）とし、受注者は、事前に年間計画を提出し、承認を得るものとする。
なお、時期の詳細については、別途協議することとする。
- (3) 緊急保守は、発注者からの要請に応じ適時に速やかに実施すること。
- (4) 保守点検業務は、8時30分から17時までの間に行うこと。

6 注意事項

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって発注者の業務に支障のないよう注意すること。
- (2) 受注者は、業務の着手に当たり発注者と事前打ち合わせを行うほか、業務が終了したときは実施結果を口頭により報告するとともに、書面（不具合があった場合等には写真を添付のうえ）により速やかに報告すること。